

■ 農商工連携とは

農商工連携とは

「農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うこと」です。

すなわち、これまで農林漁業者だけ、商工業等を営む中小企業者だけでは開発・生産することが難しかった商品・サービスを両者が協力し合うことで創り出し、市場で販売していくことで、売上げや利益の増加を目指そうとする取り組みのことです。



■ 支援対象者（中小企業者の定義）

（１）中小企業者として対象となる会社と個人

会社、個人（主たる事業として営んでいる業種）	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業など	3億円以下	又は 300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下	又は 900人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下
小売業	5千万円以下	又は 50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	又は 100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	又は 300人以下
旅館業	5千万円以下	又は 200人以下

（２）中小企業者として対象となる組合及び連合会

組合及び連合会			対象となる要件
農商工連携	地域資源活用	新連携	
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会			特になし
農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会			
消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会			
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会			直接または間接構成員の2/3以上が(1)に示す中小企業者であること
		内航海運組合、内航海運組合連合会	
鉱工業技術研究組合			

■ 認定要件

	農商工連携事業
根拠法	農商工等連携促進法
事業主体	農林漁業者と中小企業者（共同）
計画期間	5年以内
事業内容	<ul style="list-style-type: none">● 新商品の開発、生産又は需要の開拓● 新サービスの開発、提供又は需要の開拓
その他の評価基準	<ol style="list-style-type: none">1. 中小企業者と農林漁業者が有機的に連携して実施する事業であること (連携事業期間を通じて、両者いずれもが主体的な参画をし、規約などにより明確化した役割分担のもと実施する事業であること)2. 中小企業者及び農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効に活用したものであること (経営資源を活用した双方の工夫を凝らした取組が必要)3. 新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うものであること4. 中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善が図られること (両者の付加価値額及び中小企業者は総売上高、農林漁業者は農商工等連携事業に係る農産物等の売上高が年率1%以上増加すること)